

第19回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月3日(木)午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 2番 近藤 一祝 3番 高山 重人
5番 岩間 勇市 6番 宮武 正人
8番 吉田 靖志 9番 石井 妙司
10番 金子 辰四郎 11番 安田 伸二
12番 坂野 幸夫 13番 坂井 明治
14番 杉本 峯一 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 1番 黒川 利光
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第7 令和4年農作業雇用標準賃金について
第8 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。
定足数に達しておりますので、これから第19回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が黒川委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、8番吉田委員と9番石井委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第18回の総会以降の諸般について、報告いたします。

1月4日 新年交礼会、山村開発センター

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

No1～No2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があ

ったので、受理の可否について、議決を求める。
令和4年1月31日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成30年12月3日から令和5年1月29日までで農地法によるものです。通知年月日は令和4年1月21日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和4年1月31日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成22年11月30日から平成27年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和4年1月14日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和4年1月31日です。解約の理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(坂井委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりです。場所なのですが、〇〇を右に曲がりまして、〇〇ほど行きましたら、〇〇があるのですけれども、〇〇から〇〇ほど行ったところの圃場があります。議案第2号でも出てきますのでよろしくお願いいたします。

6番
(宮武委員)

番号2番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇を通過しまして、〇〇さん宅の少し手前の〇〇さんの住宅のまわりとなっております。議案第3号でまた出てきますのでよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長

本案の No 1 ～ 2 について、原案のとおり受理することとします。
No 3 について、上程します。

農業委員会法第 3 1 条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

No 3 について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号 3 番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成 2 4 年 3 月 3 0 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までで農地法によるものです。通知年月日は令和 4 年 1 月 1 4 日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和 4 年 1 月 3 1 日です。解約の理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

8 番
(吉田委員)

番号 3 番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇から〇〇方面に〇〇ほど進みまして、〇〇沿いに道路より低い田んぼがありまして、その真ん中の田んぼから〇〇に向かって長細い農地がありましてそこになります。議案第 3 号でまた出てきますのでよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長

本案の No 3 について、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

No.1～No.4について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和4年2月3日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、各年月日については、記載のとおりです。

別紙調査書についても記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。

別紙調査書についても記載のとおりです

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。

別紙調査書についても記載のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。

別紙調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(坂井委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりです。場所なのですが、議案第1号1番で説明した箇所になりますので、よろしくお願いたします。

6番
(宮武委員)

番号2番、内容については事務局説明のとおりです。場所は、〇〇を〇〇の方に〇〇ほど進みまして、左側に曲がりまして、さらに〇〇ほど進みまして〇〇さんの住宅があります。その圃場となっておりますのでよろしくお願いたします。

3番
(高山委員)

番号3番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、左の方が〇〇方面で右側が〇〇になっております。真ん中が〇〇さんの住宅です。そのすぐ下の太線で囲まれた所です。

10番
(金子委員)

番号4番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇の方に向かいまして、〇〇がありまして、そこを左に曲がりまして、〇〇を渡って、〇〇さん宅を左に曲がりまして、〇〇さんの住宅があります。その周りの土地になります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNo.1～4について、原案のとおり決定し、許可することとします。

No.5について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

No.5について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号5番、譲渡人は蘭越町、譲受人は〇〇さん、土地は先月の総会にて蘭越町より意見価格を求められた農地です。成立する法律関係は売買、譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある町有地を売り渡すためです。土地の詳細、各金額、年月日については、記載のとおりです。

なお、この価格は先月の総会で議決された意見価格である〇〇円に財務省の定める国有財産評価基準に基づき、蘭越町の方で単独利用困難な土地であるとして50%の修正率を乗じたものとなっています。

別紙調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議 長

担当委員から、補足説明を願います。

7番
(西元委員)

番号5番、内容に関しましては、〇〇さんの圃場の中にある農地でございます。場所に関しましては、〇〇を〇〇方面から走って行きまして、〇〇の手前にある〇〇方面から行きますと左側に〇〇さんの圃場があるのですけれども、そこにある土地でございます。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNo.5について、原案のとおり決定し、許可することとします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
再開します。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

No.1～No.6について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和4年2月3日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円及び〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円、畑で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号5番、利用権設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で〇〇円、畑で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、分筆が終了したためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議長

担当委員から順次、補足説明を願います。

6番
(宮武委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇を曲がりまして、〇〇を渡って〇〇を右に曲がった所の〇〇さんの住宅のまわりとなっております。

番号2番、内容については事務局説明のとおりで、先ほど議案第1号で出た圃場になりますのでよろしくお願いいたします。

10番
(金子委員)

番号3番4番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇の〇〇を曲がりまして、〇〇の方に向かいますと、〇〇を渡って〇〇にぶつかります。その右側の土地になります。

16番
(伊藤委員)

番号5番6番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですけれども、5番の方ですが、〇〇さん宅の周りの圃場と〇〇挟んで向かい側の方に〇〇があるのですが、その横にある圃場となります。

6番の場所ですけれども、〇〇さん宅、図面では〇〇さん宅が載っていますが、右側のほうに〇〇さん宅があるのですが、少し手前の方にある圃場になります。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

原案のとおり、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNo.1～6について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

No.7について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

No.7について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

8番
(吉田委員)

番号7番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、先ほど説明でありました、議案第1号3番の圃場となります。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。

質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案のNo.7について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

No.8について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

No.8について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は記載のとおりですが、農業用施設用地となっています。成立する法律関係は売買です。各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は農業用水路で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。

この案件は先月の総会でも少し話にあがりました、現況が非農地である水路や農道を強化法で売買するものです。

別添のピンクのマーカで塗っている一枚ものの資料をご覧ください。

今回の対象農地は公簿地目が用悪水路で現況が農業用水路となっていますが、資料にあるとおり「農業用施設の用に供される土地」、いわゆる農業用施設用地であると認められた場合、強化法の

利用権設定等促進事業の対象となります。対象地は隣接する田にのみ使用することを確認しているため、農業用施設に該当します。

注意点としては、今言ったとおり強化法に限ったことですので、農地法では適用されませんので、今後の取扱いの際は注意してください。

別紙、調査書については記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

7 番
(西元委員)

番号 8 番、内容については事務局説明のとおりです。〇〇の土地が〇〇さんの土地ですので、隣接した農地です。反対側になりますけれども、土地所有者にも了解を得まして、用悪水路はあるのですけれども、他の方に売買されても困るという事で、今回〇〇さんが購入して両方で使うということで同意できますので、このような運びとなりました。場所に関しましては、〇〇と〇〇がちょうどぶつかる〇〇の反対側に位置する農地です。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案のNo. 8 について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

日程第 7、協議第 1 号 令和 4 年農作業雇用標準賃金の改定についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(高田局長)

・協議第1号

令和4年農作業雇用標準賃金の改定について
令和4年1月31日提出、蘭越町農業委員長名

農作業雇用標準賃金につきましては、毎年見直しを行っております。

昨年につきましては、「苗1箱当り」について「密苗を除く」と追記し、「融雪剤散布機」を10a当り600円として新設し、またヘリ等防除については10a当り100円増額の1,800円へ変更と、この3点について改定をしております。

今年の見直しに当たっては、例年同様「振興・農政専門委員会」に付託し、協議した内容について総会でご検討いただきたいと事務局では考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、次回の振興・農政専門委員会の開催につきましては、2月15日頃を予定しておりますので、よろしく願いします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

事務局の説明のとおり「振興・農政専門委員会」に付託し、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和4年2月3日提出、蘭越町農業委員長名。

令和3年12月20日付けで、〇〇さんより、同月27日付けで〇〇さんより2件分、令和4年1月14日付けで〇〇さんより、

相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。詳細については記載のとおりです。

議 長 ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員 異議なし

議 長 質疑なしと認めます。

全委員 異議なし

議 長 以上で、よろしいですか。

 その他の報告といたしまして、

 その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長) 次回総会は2月28日(月)を予定しておりますので、よろしく
 お願いいたします。

 その他の報告といたしましては、蘭越町歳末たすけあい募金運動への協力として、12月22日に委員協議会より15,000円を支出しておりますことを報告いたします。

 また、水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し事項について、農林水産省からの最新の資料について、農林水産課農政係より提供がありましたので、お手元に配布させていただいております。このあと再生協議会も開催されますが、制度の詳しい中身等につきましては随時、農政係までお問い合わせいただければとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

 それから、令和5年度農業政策と予算に関する要望のとりまと

めについて、地方連からの依頼文書をお配りしております。令和4年5月30日に北海道選出議員に対し、北海道農業会議が要望活動を行う予定ですが、これに併せて、後志地方連としても4区選出国會議員等へ独自の要望書を提出する予定でありますので、委員の皆さんが日頃感じていること、国へ改善願いたいことなどを記入し事務局へ提出していただければ、取りまとめのうえ地方連へ提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

参考として、北海道農業会議作成の要望書の原々案と解説資料、また昨年12月に提出しました要望書とそれに対する4区議員からの回答書を添付しております。

なお、提出期限は地方連への提出期日の関係上、事務局へ2月15日の火曜日必着とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第19回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩

